

○廿日市市入札結果等の公表要領

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

告示第 5 5 号

改正 令和 3 年 3 月 2 9 日告示第 6 9 号

(趣旨)

第 1 条 市が発注すると見込まれる建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の発注見通し（以下「発注見通し」という。）並びに建設工事等、委託及び物品その他の入札結果（以下「入札結果」という。）の公表については、法令等に定めがあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(発注見通しの公表)

第 2 条 市長は、毎年度、4 月 1 日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度の発注見通し（予定価格が 2 5 0 万円を超えないと見込まれる建設工事、予定価格が 1 0 0 万円を超えないと見込まれる測量及び建設コンサルタント等業務並びに公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下同じ。）の公表を行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、随時公表できるものとする。

2 発注見通しの公表内容は、建設工事等に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 場所
- (3) 種別
- (4) 概要
- (5) 期間
- (6) 発注時期
- (7) 入札方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 発注見通しの公表の方法は、契約課窓口での閲覧及び廿日市市公式ホームページへの掲載とする。

4 発注見通しの公表期間は、当該年度の末日までとする。

5 市長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札結果等の公表)

第3条 市長は、原則として、一般競争入札又は指名競争入札の入札結果の公表を行うものとする。

2 入札結果の公表内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 入札の日時及び場所

(2) 契約の名称及び場所

(3) 予定価格

(4) 低入札調査基準価格又は最低制限価格

(5) 全入札者名及び落札等に至るまでの入札金額等の入札経緯及び決定内容

(6) その他市長が必要と認める事項

3 定期的に反復して行われる入札で、前項第3号及び第4号に掲げる事項を公表することにより、市に不利益が生じるおそれがある場合は、同項第3号及び第4号に掲げる事項を公表しないものとする。

4 入札結果の公表は、落札者決定後速やかに行うものとする。

5 入札結果の公表の期間は、公表の日の属する年度の翌年度末日までとする。

6 入札結果の公表の方法は、入札執行課の窓口での閲覧とする。

7 前項に定めるもののほか、建設工事等の入札結果の公表は、廿日市市公式ホームページへの掲載によるものとする。

附 則 (平成25年3月29日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日告示第69号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。